

随意契約（相手方指定）調書

件名	賃貸借契約（庁有車 ミニキャブ・ミーブ9026）	№5200584
工（納）期	令和 7年 9月30日	
契約締結日	令和 6年 8月30日	
契約金額	431,640円（消費税込み）	

契約相手方	三菱オートリース株式会社 公共営業部 (法人番号：2010401028728)
相手方指定理由	別紙に記載のとおり。
備考	

業者選定理由書

件 名	賃貸借契約（庁有車 ミニキャブ・ミーブ9026）
指名業者 （案）	名 称 三菱オートリース株式会社 公共営業部 所在地 東京都港区芝5丁目33番11号 代表者 公共営業部長 芳賀 洋一郎
特命理由	本件は、令和6年9月30日にリース期間満了を迎える庁有車について、車両状態が良好なため再リース契約を締結するものである。 主管課からは、契約締結請求にあたり、部の機種・業者選定委員会の了承を得て、上記業者を契約相手方に指定したい旨の依頼があった。 経理課において検討したところ、 本件は、リース期間満了後の再リース契約であるため、現行の賃貸借契約の相手方である上記業者以外は、契約締結が不可能である。 上記業者は、現行の賃貸借契約において、自動車の保守等についても適切に行っており、履行状況は良好である。 以上のことから、上記業者を相手方とした随意契約を締結する。
その他 特記事項	○根拠規定：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 （性質又は目的が競争入札に適さないもの）